

重度心身障がい者医療費の給付について

身体障がい者手帳 1 級・2 級
特別児童扶養手当を受給されている障がい児 1 級
障害基礎年金 1 級
特別障がい給付金 1 級
療育手帳 A

いずれかに該当する方が対象

※ 本人及び監護者（配偶者、扶養義務者）の所得によって該当しない場合もあります。

1 給付申請方法について

(1) 県内の医療機関を受診する場合

医療機関ごとに、月の初診日に「医療費受給者証」と併せて「医療費助成給付申請書」を提出してください。受診した月の2ヶ月後の月末に、医療費給付額を届出の口座に振り込みます。

(2) 県外の医療機関を受診する場合または医療機関に「医療費助成給付申請書」を提出せずに受診した場合

医療機関で医療費を支払った後、国保医療課（各総合支所市民サービス課）で給付申請をすることで、自己負担額を超えた分の医療費給付が受けられます。

※ 給付申請の際は、領収書（受診者氏名・保険診療点数・一部負担金額・診療年月・診療日数等）が分かるもの。レシート不可）、医療費受給者証、健康保険証をご持参ください。領収書は、受診された月ごとにまとめて給付申請してください。医療費は、市に給付申請した翌月末（ただし受診月から2か月を経過した後）、届出された口座に振り込みます。

※ 健康保険適用外のもの（検診、診断書作成、入院時の差額ベッド・食事代等）は給付の対象になりません。

※ 治療用装具（コルセットなど）を医師の指示により保険適用で購入した場合は、給付の対象になります。ただし、購入額のうち、療養費分（医療費の7～9割）を除いた額が給付の対象になります。

※ 医療費給付額は以下のとおりです。

住民税	非課税世帯	課税世帯
医療費給付額	支払った医療費全額 (1～3割)	「支払った医療費（1～3割）」から 「同じ医療機関ひと月につき、入院2,500円、 通院750円まで」を差し引いた額

2 限度額適用認定証（高額療養費）について

医療費助成受給者の医療費が高額となる場合でも、医療費助成受給者の自己負担限度額は最大2,500円となり、それ以上の額は市が負担します。また、自己負担がない方であっても、限度額適用認定証を使用しないと、後日、保険者（保険証の発行元）との医療費の調整のための手続きや医療費助成給付分の返還をお願いする場合があります。

手術等で高額な医療費が発生する見込みがある場合は、事前に保険者（保険証の発行元）から「限度額適用認定証」を発行してもらい、医療機関等に提示していただくようお願いします。

★受給者証を使用するときは、有効期限が切れていないか確認しましょう！

3 他の公費医療制度の利用について

特定医療（指定難病）、自立支援医療など、他の公費医療制度を利用する場合は、それらの制度が優先されます。他の公費医療制度を利用される際は、医療機関窓口での確認をお願いします。

4 資格の変更届について

次のときは、受給者証等をお持ちになって、国保医療課（各総合支所）に届出をしてください。

- (1) 氏名、住所、健康保険証、振込口座、監護者（世帯）等に変更があったとき。
- (2) 監護者の所得額や市県民税の課税の有無等について修正申告をしたとき。
- (3) 転出するとき。
- (4) 生活保護の被保護者になったとき。

※ 届出をせずに受給者証を使用すると、助成金の振込ができない場合や、助成金を返還していた場合があります。

5 受給者証の更新について

毎年8月1日に、監護者の前年所得を確認し、受給者証の更新を行います。

前年の所得が確認できない場合は、新しい受給者証が発行されませんので、住民税申告は忘れずに行ってください。新しい受給者証は郵送にて交付します。なお、所得制限がありますので、該当しなくなる場合もあります。

6 お問い合わせ先 ※ 8時30分～17時15分（土日祝日を除く）

花巻市	健康福祉部	国保医療課	公費医療係	電話 0198-41-3584
	大迫総合支所	市民サービス課	健康福祉係	電話 0198-41-3127
	石鳥谷総合支所	市民サービス課	健康福祉係	電話 0198-41-3447
	東和総合支所	市民サービス課	健康福祉係	電話 0198-41-6517